

No.	事業名	事業概要	平成15年度計画	平成15年度実績	所管局
1. あらゆる分野への参画の促進					
(1) 働く場における男女平等参画の促進					
①均等な雇用機会の確保					
ア. ポジティブ・アクションの推進					
1	男女平等参画状況調査の実施	基本条例第13条に規定する「事業者からの報告」により、企業における男女平等参画の状況を把握、公表する。	企業における両立支援制度の実施状況及び従業員への制度の周知状況等の調査 対象： 都内30人以上の事業所 7業種 2,500事業所 男女従業員 各2,500人 計5,000人	企業における両立支援制度の実施状況及び従業員への制度の周知状況等の調査 対象： 都内30人以上の事業所 7業種 2,500事業所 男女従業員 各2,500人 計5,000人	産業労働局
2	事業者団体との連絡会等	「事業者からの報告」等を踏まえた情報提供をはじめ、参画促進のための助言、意見交換を行う。	・事業者団体との連絡会 年2回 ・労働情勢懇談会の開催	・事業者団体との連絡会 年1回 ・労働情勢懇談会の開催	生活文化局 産業労働局
3	ポジティブ・アクションの推進	事業主団体との連絡会や男女平等参画を進める会および東京ウィメンズプラザの事業等を通じて、女性の積極的活用の促進を図る。	事業者団体との連絡会、東京ウィメンズプラザでのリーダー養成講座の開催 (No.2, No17参照)	事業者団体との連絡会、東京ウィメンズプラザでのリーダー養成講座の開催 (No.2, No17参照)	生活文化局
4	ポジティブ・アクション・プログラムの作成	企業における女性の能力活用や職域の拡大、育児休業制度の整備等、企業における女性の積極的な活用の具体的方法を示したポジティブ・アクション・プログラムを作成する。	ポジティブ・アクション実践プログラムとして作成済み（平成15年2月）	ポジティブ・アクション実践プログラムとして作成済み（平成15年2月）	産業労働局
5	ポジティブ・アクション・プログラムの普及及びポジティブ・アクションセミナーの開催	ポジティブ・アクション・プログラムを各種事業主団体等と協力し、広く普及するとともに、関係法令や女性の活用例等について、事業主や企業の担当者を対象としたセミナーを行い啓発する。	1 ポジティブ・アクションリーダー養成 年1回 30名 2 事業主向け「均等法セミナー」 年2回 各100名 3 ポジティブ・アクション実践セミナー 7所×2回 計14回 各30名	1 ポジティブ・アクションリーダー養成 年1回 30名 2 事業主向け「均等法セミナー」 年2回 各100名 3 ポジティブ・アクション実践セミナー 7所×2回 計14回 各30名	産業労働局 産業労働局 産業労働局
イ. 雇用機会均等に関する普及啓発					
6	男女雇用平等啓発資料の発行	男女雇用平等に関する啓発資料を発行する。	・情報誌「エスポワール」の発行 年2回 各5,000部 ・「働く女性と労働法」 8,000部 ・「女性労働ガイドブック」 15,000部	・情報誌「エスポワール」の発行 年2回 各5,000部 ・「働く女性と労働法」 8,000部 ・「女性労働ガイドブック」 15,000部	産業労働局
7	男女雇用平等セミナーの実施	・男女雇用月間事業の実施 6月を「男女雇用平等推進月間」と定め、均等法の一層の定着と、雇用の場における男女平等の推進を図る。 ・男女雇用平等セミナーの開催 女性労働関係法令や雇用平等問題に関するセミナー等により、男女労働者が働きやすい雇用環境の実現を図る。	事業主向け「均等法セミナー」 年2回 各100名 7所 7回	事業主向け「均等法セミナー」 年2回 各100名 7所 7回	産業労働局 産業労働局
ウ. 都庁における男女平等参画					
8	管理職選考試験受験の奨励	管理職選考試験の受験について、男女双方の職員に積極的に奨励する。	各局で実施	各局で実施	各局
9	採用及び職域の拡大にあたっての男女平等の徹底	採用・昇任・昇格、職務内容の決定及び教育訓練等において、男女平等の徹底を図る。	各局で実施	各局で実施	各局

No.	事業名	事業概要	平成15年度計画	平成15年度実績	所管局
② パート・派遣労働者の雇用環境整備					
ア．パート・派遣労働者の雇用環境整備					
10	パートアドバイザー制度	パートアドバイザーが事業者を訪問して、パートタイム労働者の適正な雇用管理と労働条件の改善について助言する。	・各労政事務所 1名 計7名 ・巡回件数 3, 155件	・各労政事務所 1名 計7名 ・巡回件数 2, 907件	産業労働局
11	労働相談の実施	・労働相談 各労政事務所において、パート・派遣労働者等の相談に応じる。	7ヵ所の労政事務所で実施	7ヵ所の労政事務所で実施	産業労働局
		・パート電話総合相談 労政事務所の労働相談担当職員のほか、弁護士、税理士、社会保険労務士により、パートタイム労働者の労働条件などについて、電話相談を受け付け、労働条件の向上を図る。	年1回 2日間	年1回 2日間	産業労働局
12	普及啓発の推進	・非正規型労働セミナー パート・派遣等の多様な働き方に関する労使の正しい理解を深め、適正な雇用管理が行われるよう、非正規労働セミナーを実施する。	年28回 定員1, 310人	年28回 定員1, 310人	産業労働局
		・普及啓発資料の提供 パートタイム労働法の普及啓発を図り、パートタイム労働者の適正な雇用管理と労働条件の改善が行われるよう、啓発資料を発行する。	・「パートタイム労働のポイント」の発行 15, 000部 ・「パートタイム労働ハンドブック」の発行 8, 000部	・「パートタイム労働のポイント」の発行 15, 000部 ・「パートタイム労働ハンドブック」の発行 8, 000部	
③ 起業家・自営業者への支援					
ア．起業家・自営業者への支援					
13	創業支援の融資	新時代に向けて活躍が期待される中小企業等の創業を支援し、東京の活力を増進させるため、創業時に必要な資金を融資する。	融資目標額 300億円	融資目標額 300億円 (融資実績) 5,808,265千円	産業労働局
14	TOKYO起業塾の開設	起業家を目指す人の創業を支援するための相談や指導、人材育成及び交流の機会を提供するなど、総合的、継続的な起業家支援を行う。	・相談指導 相談(随時) 起業家現地指導 30企業程度	・相談指導 相談(随時) 起業家現地指導 30企業程度	産業労働局
			・人材育成講座 6コース (内女性のみを対象とするもの1コース)	・人材育成講座 6コース (内女性のみを対象とするもの1コース)	
			・交流の場の提供 年6回	・交流の場の提供 年6回	
15	創業支援施設の提供	起業家や創業間もない企業を育成するために、オフィスの提供、技術提供など創業環境を整備し、新規産業の創出を図る。	・創業支援施設 2ヵ所85室	・創業支援施設 2ヵ所85室	産業労働局
			・ベンチャー施設 3ヵ所63室	・ベンチャー施設 3ヵ所63室	
			・区市等の施設整備支援 3ヵ所	・区市等の施設整備支援 3ヵ所	
16	農業改良特別普及指導事業の実施	農家の経営環境改善のため、農家女性の経営参画の推進、労働環境や労働条件の改善の推進、能力の向上等を目的に事業を実施する。	・参画促進会議、モニタリング委員会の開催 2回	・参画促進会議、モニタリング委員会の開催 2回	産業労働局
			・農家経営診断、設計講座 4地区(各5回)延べ20回	・農家経営診断、設計講座 4地区(各5回)延べ20回	
			・男女共同参画フォーラム 1回	・男女共同参画フォーラム 1回	
17	男女平等参画講座の実施 (リーダー養成講座)	企業等においてリーダーとなる自営業者等に、経営手法、女性の能力活用等についての知識や技能を付与する。	・企業、学校等 6回 ・企業向け出前講座 6回	・企業、学校等 5回 ・企業向け出前講座 5回	生活文化局
18	NPO総合支援プログラムの実施	経営管理能力向上を図るセミナーや経理・税務などに詳しい人材の紹介など、NPO法人等の自立に向けた支援を実施する。	・NPOマネジメント・カレッジ ・NPOサポート人材バンク	・NPOマネジメント・カレッジ 5団体 計26回の講座を実施 ・NPOサポート人材バンク 参加申込78名 受入希望団体 95団体	生活文化局